IATA航空危険物規則 自己適合宣言書

製品名	国連番号	Proper Shipping Name	特別規定 IATA	備考
YAMAHA製 リチウムイオン電池 (JWB3)	UN3480	LITHIUM ION BATTERIES	A88 A99 A154 A183 A201 A213 A331 A334 A802	JWB3はIATAにおいて危険物に分類されており、左記の特別規定に従って輸送されなければならない。

Limitations (IATA DGR)	IATA DANGEROUS GOODS REGULATION 第67版 では、車いす用リチウムイオン電池輸送に関する制限と指示を次章で規定している。 2. 3 「旅客または乗務員が携行する危険物」 2. 3. 2 「運航者の承認を得て、受託手荷物としてのみ受託可能な物品」 2. 3. 2. 4 「リチウム電池を装備した車椅子/移動補助機器」

判定、及び 輸送時の注意点	YAMAHA製リチウムイオン電池 JWB3 は電動車いす用の電池であり、上記Limitationsの要件を満たしている。 また、この電池は300Wh以下の233Whであり、UN Manual of Tests and Criteria, Part Ⅲ, section 38.3の各試験要件に合致している。 よって、旅客及び運航者が上記Limitationsに従えば、この電池は航空機輸送が可能である。 上記Limitationsの主な指示は下記の通りである: 電池を車いすから取り外すこと。 電池に短絡が生じないように絶縁し保護すること。 取り外した電池は(例えば個々の電池を保護袋に入れるなどして)損傷しないように保護すること。 電池は客室に搭載すること。 最終的な判断は、本書類を参考に航空会社が下す。

日付	2026、2、4
会社名	ヤマハ発動機(株) SPV事業部 JWビジネス部
名前	森川 泰年
署名	森川泰年

YJ2026L3J-J